

東京圏国家戦略特別区域会議(第2回) ～ 成田市資料 ～

平成 26 年 12 月 9 日

成田市長 小泉 一成

今後、区域計画に追加していく事業(1)

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）」に掲げられた規制改革事項等

事業内容	必要な規制緩和
<ul style="list-style-type: none">○ 医学部の新設<ul style="list-style-type: none">・ 国際的な医学部の新設・ 附属病院の新設・ 外国医師による診察・ 保険外併用療養の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 医学部新設の解禁・ 病床規制の緩和・ 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁・ 保険外併用療養に関する特例・ 農地転用許可等の権限移譲

今後の取り組み

- 東京圏 国家戦略特別区域会議における「成田市 分科会」を設置し、以下の事項等について検討を行う。
 - 国内外の医療需給に対応した国際的な医学部の内容について
 - 国際的な医学部の新設に伴う附属病院の整備の方向性について
 - 附属病院を新築する場合の病床数の考え方について
 - 事業区域における農地転用許可等の権限移譲について

今後、区域計画に追加していく事業(2)

今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

《取組内容》

○創業人材等高度外国人材の受入れ推進

次の事項について検討を行い、来年度から順次実施を目指す。

➢ 高度外国人材等の活用

- パイロットに係る技能ビザ取得要件の緩和
- CA・グランドスタッフなどの国際航空業務、国際ホテルスタッフを「人文知識・国際業務」内に位置付ける。
- グランドハンドリング業務、航空貨物取扱業務を「技能」内に位置付ける。
- 企業内転勤の拡大、家族滞在の在留資格における就労時間制限の撤廃

➢ 技能実習制度の対象職種及び期間の拡大

- グランドハンドリング業務、航空貨物取扱業務、ホテルスタッフ業務の技能実習対象職種への追加
- グランドハンドリング業務、航空貨物取扱業務については、技能実習の期間を5年以内とする。

上記について、必要に応じ分科会にて検討を行うものとする。

○輸出手続のワンストップ化の実現

次の事項について検討を行い結論を得る。

➢ 公設卸売市場を活用した輸出手続きの迅速化

- 植物防疫官、動物防疫官、税関職員の輸出拠点への派遣
- 放射性物質検査証明書、産地証明書等に関する証明に係る権限の移譲

上記について、必要に応じ分科会にて検討を行うものとする。

また、輸出拠点化研究会を10月に設置し、物流コストの低減、ビジネス拠点化、輸出農産物の安定確保などの課題について検討を進めている。(来年2月に取りまとめ予定)